

堺市わいわい写真クラブ会員規約

第1条 名称

この会は、堺市わいわい写真クラブと称します。

第2条 目的

写真撮影を趣味とする人々が集まって、わいわい気軽に楽しみ技術の向上を目指すこと。
撮影した作品をより多くの人に見てもらえる機会を提供すること。
わが町堺を再発見し、堺の良さを多くの人に知ってもらうことを目的とします。

第3条 入会条件と特典

<申し込み条件>

堺市わいわい写真クラブは写真撮影を楽しむ方なら誰でも申し込むことが可能です。

<申し込み方法>

堺市わいわい写真クラブに入会を希望する場合は所定の登録用紙に記入し役員に提出してください。
役員の承認を受けた上で入会となります。

<会員特典>

堺市わいわい写真クラブの会員は下記の特典を受けることができます。

- ① 撮影会への参加（交通費その他撮影会にかかる経費は実費）
- ② 例会、勉強会への参加（勉強会等の必要経費は実費）
- ③ 当会が主催する写真展への出展（額縁・パネル等は基本実費）
- ④ ホームページでの作品紹介
- ⑤ その他

第4条 活動内容

堺市わいわい写真クラブは以下の活動を行います。

- ・ 例会
- ・ 撮影会
- ・ 勉強会
- ・ 写真展
- ・ 他の団体との交流
- ・ ホームページでの情報配信

第5条 役員

堺市わいわい写真クラブにはつぎの役員を置きます。

会長1名、副会長1名、書記1名、会計1名、幹事若干名、会計監査1名

役員の仕事

会長：総括・会の運営全般

副会長：会長不在の時の代行

書記：議事録他作成

会計：会費集金、帳簿の管理

幹事：会の運営全般

会計監査：クラブの会計事務を監査する。

第6条 役員を選出

役員は総会において、会員の中から選出されます。

第7条 任期

役員の任期は1年とし、再任を妨げない。

なお、任期中に役員の変更・補充の必要が生じた場合は、総会の召集に代えて、会員の過半数の承認を得て決定する事ができる。

但し、新任者の任期は前任者の残余期間とする。

第8条 会計年度

会の会計年度は、毎年1月1日に始まり、12月末日に終わります。

第9条 総会

毎年1月に総会を開催し会計報告、役員の改選、会員規約等の改定を行います。

第10条 収入

堺市わいわい写真クラブは、次の収入により運営します。

- (1) 会費 (2) 寄付金 (3) その他

第11条 会費

- ・会費は、年額9,000円とし、継続会員は期首に1年分の会費を納入する。
尚、期の途中から入会の場合は、加入月から年度末までの期間につき月額750円の割合で会費を納入する。
- ・納入された会費は、退会および休会の申し出が無い限り返却いたしません。
- ・期の途中で退会および休会の申し出があった場合は、退会または休会月から年度末までの期間につき月額750円の割合で会費を返却する。

第12条 会計報告

会計年度終了後、総会にて報告する。

会計報告から半年間は明細（領収書等）を保存し会員より要求があった場合は開示する。

第13条 退会

- ・会員は自身の意思でいつでも退会できます。
退会を希望する場合は所定の退会届に記載のうえ役員に申し出てください。
- ・会費を6か月経過しても未納の場合は退会と見做します。

第14条 休会

何らかの都合で一時的に会の活動に参加できなくなった場合は休会することが可能です。

尚、その場合は所定の休会届に記載のうえ役員に申し出てください。

休会中の会費は不要です。

第15条 禁止事項

堺市わいわい写真クラブの会員は以下の行為を禁止し、違反した場合は強制退会していただきます。

尚、強制退会の場合は既納の会費の返還はいたしません。

- ・ 当会が主催する行事やホームページ上において、互いに名誉・信用を傷つける様な言動、行動
- ・ 政治、宗教、思想、ネットワークビジネスの勧誘や強要

- ・ 当会が承認していない製品の販売やサービスの勧誘
- ・ 当会が主催する行事やホームページから入手した写真を作者に無断での複製・使用・配信・公開・引

第16条 個人情報の取り扱い

入会時にご提供いただきました個人情報につきましては、会の運営の目的に限り使用し、第三者に開示・提供使用させることはございません。

但し、サービス提供に関連して事務作業等により第三者が関与する場合には、この限りではありません。第三者に利用されない為に、ご自身による私製の名刺配布やインターネットなどで個人情報をみだりに公開しないようご注意ください。

ご本人の管理不備による問題等は堺市わいわい写真クラブでは一切責任を負いかねます。

第17条 活動中の事故と責任について

- ・ わいわい写真クラブにおける全ての活動には自己責任で参加してください。
万一事故が発生しても会としては一切の責任を負うことができません。
- ・ 著作権、肖像権など他人が権利を所有する物に関する撮影には十分配慮してください。
万一紛争、訴訟等になっても当会は一切責任を持ちません。

第18条 会員規約の改定

この会員規約の改定は、総会に諮り、出席者の過半数の賛同をもって改定することができる。

但し、この会員規約が会の運営に支障を与える場合は都度協議し改定することができる。

2022年12月改定